

パブリック・コメントへの回答について

「多治見市立小中学校管理規則の一部改正」については、令和4年12月26日から令和5年1月25日までご意見を募集し、おひとりから1件のご意見が提出されました。いただいたご意見と市の考え方は、次のとおりです。

いただいたご意見の要旨	市の考え方
長期休業日の終了日は、小中学生を持つ家庭にとっては非常に重要であることから、夏季休業日の終了日の目途をなくす改正は適当ではないと考えます。改正するのであれば、夏季休業日の終了日の決定と公表を前年度中に行うなどの市民への配慮を望みます。 必要な授業日数を確保する目的で、他の長期休業日の終了日を固定したまま、夏季休業日の終了日だけを固定しないことは、夏季休業に影響が集中し、合理的でないと考えます。	ご指摘のとおり、夏季休業日の終了日ははっきりしないことで、ご家庭の予定が立てにくくなることが考えられますので、少なくとも前年度中には、次年度の大まかな予定（長期休業日の始めと終わりや始業式など）を多治見市教育委員会または学校からお伝えできるように配慮します。